

旭川市駐輪場基本計画 概要版

平成 21 年 (2009 年) 3 月

旭川市

1. 基本的な考え方

背景

自転車は環境にやさしく、しかも便利で安価な交通手段であり、近年の環境意識の高まりや健康志向、自転車価格の低下等の背景から、自転車利用は増加傾向にあります。

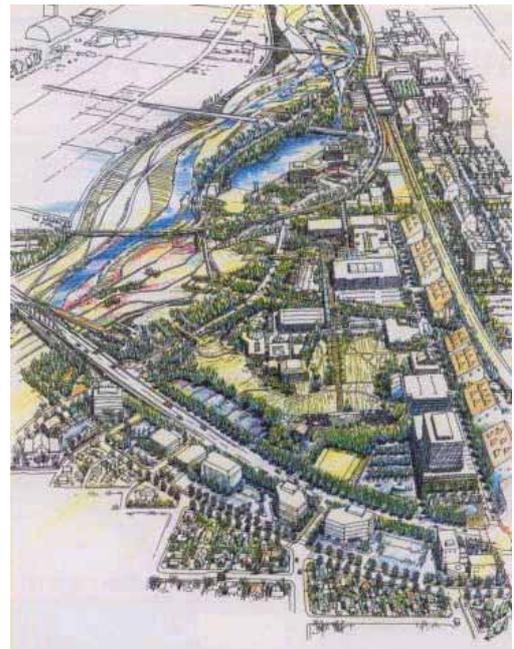
一方で、旭川駅前に位置する歩行者専用道路『平和通買物公園（以下「買物公園」という。）』では放置自転車があふれ、歩行空間や景観を阻害し、さらには災害時の緊急車両の通行の妨げとなっています。

また、『買物公園』では広々と開放的な空間を利用して、夏まつりや冬のイベント等が開催され、数多くの集客により地域の活性化につながっています。しかし、これらのイベント開催時には放置自転車が支障となり、地元商店街やイベント関係者が自転車利用者に対して事前に周知・規制する等対応に苦慮しています。このように放置自転車は旭川市にとって大きな問題となっています。

現在、旭川駅では『北彩都あさひかわ事業』として駅の高架化や駅前広場の整備に取り組んでおり、今後、駅前広場の整備に伴い駐輪場の設置を予定していることから、自転車利用と駐輪対策について基本方針を定め、駐輪環境整備を進めていきます。



買物公園内に駐輪されている多くの自転車



北彩都あさひかわ事業

目的・計画期間

旭川市中心部での放置自転車の解消を目指し、駐輪対策を推進することを目的に「旭川市駐輪場基本計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

また、駐輪場の設置や放置自転車対策等の段階的な計画の推進と、今後の自転車利用動向の変化や地域状況の変化に対応するため、計画実施期間を「平成 21 年度から平成 30 年度まで」と設定します。

2. 自転車利用の現状

買物公園の駐輪に対する市民意識

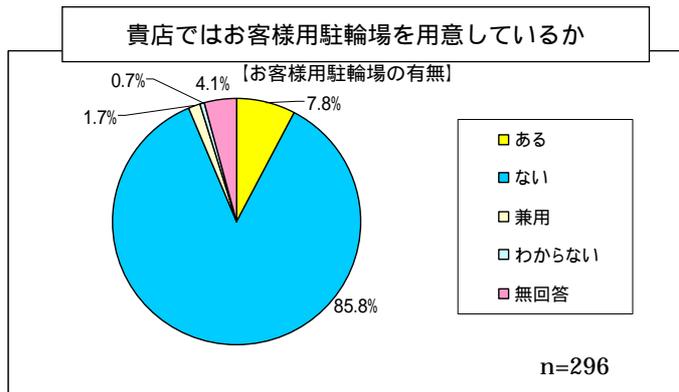
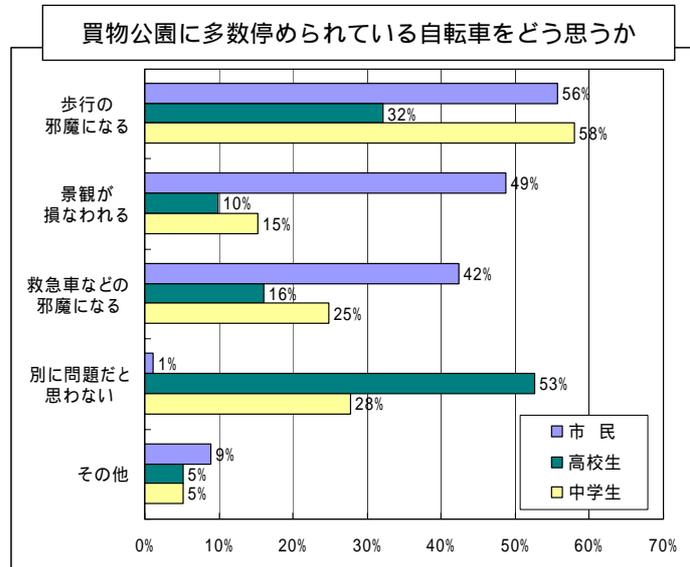
平成 19 年度と 20 年度に旭川市で実施したアンケート調査結果から

買物公園に停められている自転車に対し、多くの市民は「歩行の邪魔」「景観が損なわれている」「救急車等の邪魔になる」と感じており、駐輪対策の必要性が理解されています。

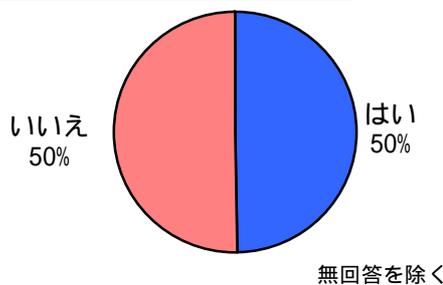
一方で、問題意識を持っていない方もおり、駐輪対策は自転車利用者や沿道の方々の協力が欠かせないことから、駐輪対策を進めるには「みんなで協力する」という意識づくりが課題となっています。

買物目的の利用者はお店の近くに停めようとはしますが、沿道建物で来客用駐輪場を設けている施設は少なく、また、宮下通 9 丁目暫定駐輪場も認知度は高くありません。

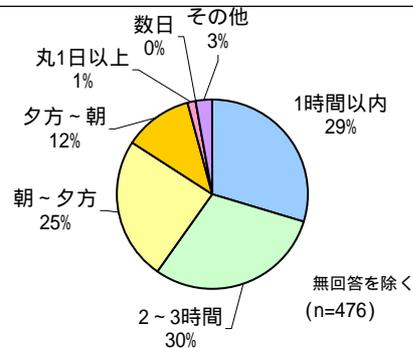
「夜間置きっぱなし」「数日置きっぱなし」の自転車が多いことも問題です。



宮下通 9 丁目暫定駐輪場を知っているか
(同駐輪場利用以外の利用者) (n=414)



どのくらいの間、駐輪しているか



駐輪問題の解決には、みんなの協力が必要

3. 計画の理念と基本方針

旭川市駐輪場基本計画の理念

行政と民間，そして市民が協力し，放置自転車のない，快適な歩行空間の確保を目指します

買物公園の自転車利用のあり方

歩行者専用道路である「買物公園」のあり方については，本来の道路機能を回復させることにより，歩行者の安全安心を確保する必要があることから，以下のとおり設定します。

宮下通～8条通は，今後も自転車走行・駐輪ともに禁止します

基本方針

駐輪場の設置（ハード整備）に併せて，行政や民間は自転車利用マナー向上のために，市民の協力（自覚）を求める取組（ソフト対策）を進めます。

<p>ハード整備（駐輪場の設置） 行政による公共駐輪場の設置 民間によるお客様用，従業員用等の駐輪場の設置</p>	<p>行政と民間の適切な役割分担による駐輪場設置を目指します 駐輪実態に基づき，適切な規模の駐輪場設置を目指します 様々な施策や方策を組み合わせ，良好な駐輪環境の形成を目指します</p>
--	---

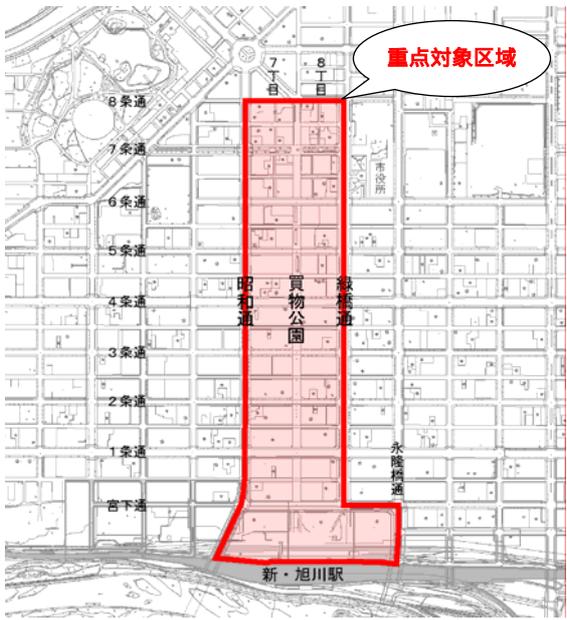
<p>ソフト対策 放置自転車対策 利用者マナー向上策</p>	<p>行政と民間の適切な役割分担と協力による取組を進めます 誘導と啓発で，ルールを徹底します 段階的かつ着実に対策を推進し，良好な駐輪環境の形成を目指します</p>
---	--

本計画の対象区域は，歩行者のための歩行空間と安全安心を確保するために，駐輪対策が必要な区域を基本とします。

利用者のマナー向上や自転車の盗難防止等は市内全域が対象となりますが，特に多くの放置自転車が問題となっている旭川駅～8条通7・8丁目の範囲を中心に『重点対象区域』とし，駐輪対策を推進します。

「行政」「民間」「市民」とは...

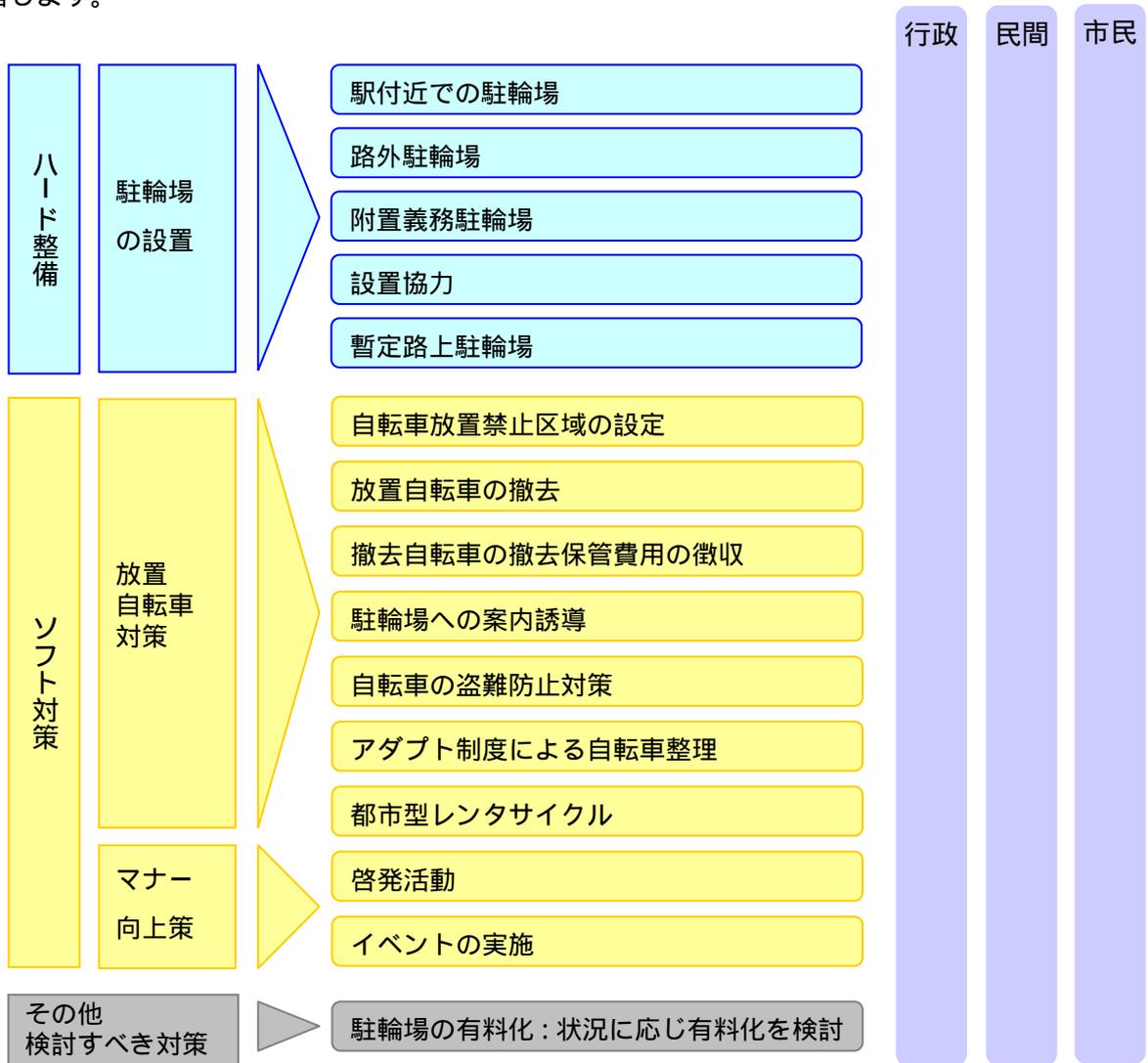
- 行政：旭川市，道路管理者（国，北海道，旭川市），警察
- 民間：自転車利用を発生させるすべての施設の管理者
- 市民：自転車を利用するすべての市民



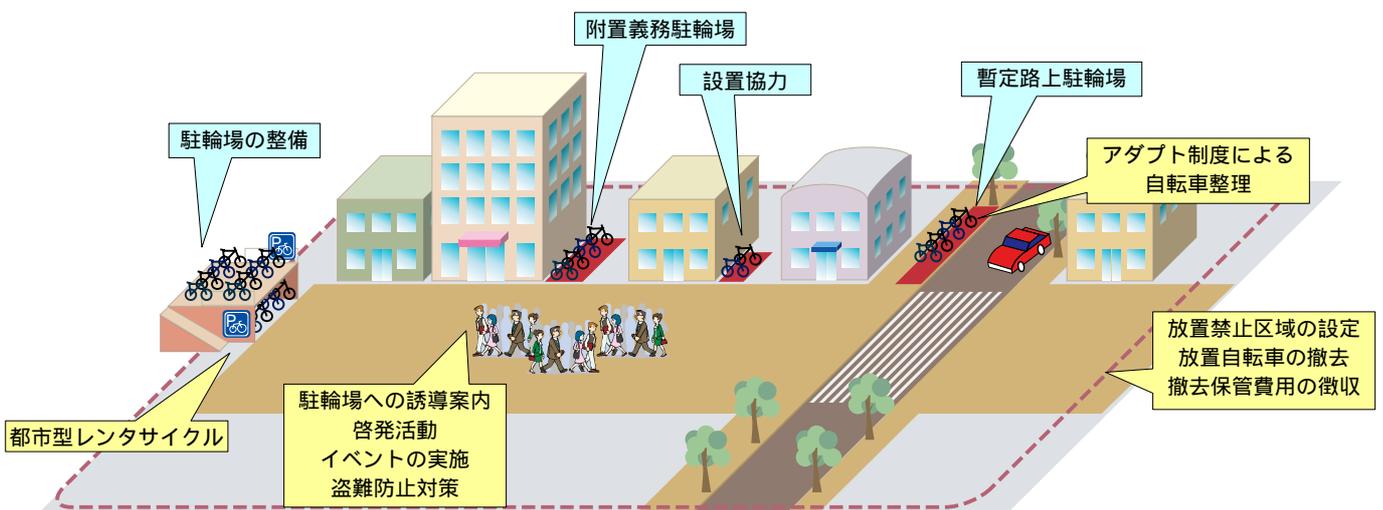
駐輪対策の体系

ハード整備について、短期では駅前広場の整備に伴う駐輪場の設置を進め、暫定路上駐輪場や設置協力等により駐輪場を確保し、自転車放置禁止区域の設定等ソフト対策を実施します。また、放置禁止区域以外では、買物公園内の放置自転車解消に向け、駐輪対策を実施します。

長期的には附置義務駐輪場の設置を促し、ハード整備とソフト対策を推進し、放置自転車の解消を目指します。



役割分担・・・ : 主体 : 協力



4. 対策の内容

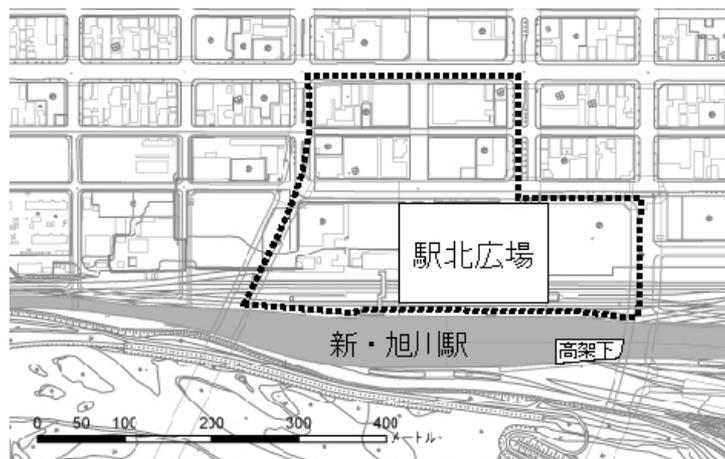
ハード整備「駐輪場の設置」

1 駅付近での駐輪場

「駐輪場は、旭川駅～2条通の駐輪需要に対応できる規模を確保すること」「鉄道やバス等の乗継利用者等が利用しやすい配置・構造であること」を基本とします。

旭川駅～2条通の駐輪需要台数(約1,400台)のうち、駐輪場所から目的地までの移動距離と、買物や駅等の利用者の利便性を考慮し、旭川駅～1条通の駐輪需要台数を駅北広場と高架下に、それ以外の範囲については附置義務駐輪場の設置や暫定路上駐輪場を分散配置することで対応します。

	旭川駅～1条通までの 必要台数：1,100台	
配 置	駅北広場	高架下
規 模	900台	200台
設置主体	旭川市	旭川市



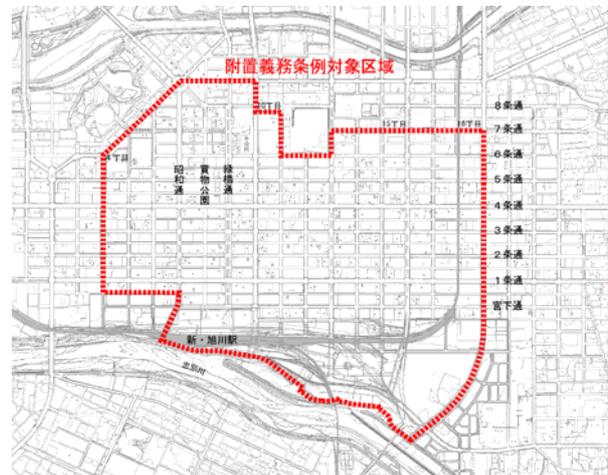
2 路外駐輪場

用地を確保し新たに路外駐輪場を整備することは多額の費用を必要とするため、当面は駅北広場と高架下での駐輪場や暫定路上駐輪場での対応となります。路外駐輪場については、今後のまちづくりの変化や駐輪需要の変化に対応し、設置の必要性を適時、検証していきます。

3 附置義務駐輪場

買物公園とその周辺では、買物や通勤での駐輪も多いですが、ほとんどの施設では駐輪場が確保されていない状況です。このため、駐輪場附置義務条例を制定し、駐輪需要を発生させる一定規模以上の施設を新築、又は増築する場合に駐輪場の設置を義務付け、民間での駐輪場設置を促進します。

駐輪場附置義務条例の対象区域は、現行の駐車場整備地区と同じ右図の範囲に設定します。



4 設置協力

駐輪場附置義務条例は「大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるもの（自転車法第5条第4項）」が対象です。ただ、附置義務条例の対象とならない床面積規模の施設や対象外の施設についても、自転車法第5条第3項に基づき「駐輪場設置の努力義務」を規定し、建物の新築、又は増築時にできるだけ設置するよう協力を求めます。

5 暫定路上駐輪場

暫定路上駐輪場は、路外駐輪場や附置義務駐輪場、設置協力による駐輪場設置施策を補うための暫定措置です。

暫定路上駐輪場を設置するときは、沿道事業者の了解を得ることが条件であることから、今後は駐輪状況を見ながら、沿道事業者の理解と協力のもと、適切に整備を推進します。



ソフト対策「放置自転車対策」

1 自転車放置禁止区域の設定

歩行環境を改善し、自転車利用者を駐輪場へ誘導するために「自転車放置禁止区域」を設定し、放置しにくい環境を形成することが重要です。

短期的には、最も放置自転車が多い旭川駅周辺やその他の場所での放置状況を考慮し自転車放置禁止区域を設定します。将来的には、旭川駅～8条通を自転車放置禁止区域に含むよう段階的な区域拡大を目指します。



2 放置自転車の撤去

自転車放置禁止区域を設定すると、区域内での放置自転車の即時撤去が可能となります。ただし、運用するときは、自転車の放置状況等を考慮しながら、自転車利用者への警告後、一定時間経過後に撤去することや買物目的等短時間駐輪への対応を検討する必要があります。

3 撤去自転車の撤去保管費用の徴収

放置自転車への金銭的罰則と、行政コストに対する原因者負担の考えから、放置自転車の所有者に対して、撤去と保管に必要な費用の徴収を検討します。

4 駐輪場への誘導案内

駐輪場整備に併せて、サイン計画を検討し、自転車利用者を駐輪場へ円滑に案内することが重要です。

また、駐輪場マップの配布やインターネットでの情報提供、商業事業者や学校を通じた周知活動等様々な媒体から案内を充実し、現地に案内員を配置して利用者を効率的に誘導します。



<案内の看板>



<路面標示>

5 自転車の盗難防止対策

防犯登録は自転車所有者の義務となっていますが、罰則が無く、自転車販売店に対しては努力義務であるため、一層の防犯登録加入が求められます。また、防犯登録以外にも、二重施錠の徹底や駐輪場を利用することは盗難防止効果があるため、自転車利用者への周知も重要です。

6 アダプト制度による自転車整理

アダプト制度^注を活用して、沿道事業者等の方々に自転車の整理整頓活動を協力してもらうことで、きめ細かな対応が可能となり、自転車利用者に対しては、マナー啓発も期待できます。

注：「アダプト制度」身近な公共空間である道路・河川・公園等で、市民のボランティアの方々に清掃・除草等の美化活動を行ってもらい、行政がその活動を支援することで、市民協働による維持管理を行う制度。

7 都市型レンタサイクル

現在、旭川市中心部で、「夜間または昼間使わない」「たまにしか使わない」自転車が存在することから、自転車を共有することで駐輪台数の削減等を進めることが考えられます。ただし、無料の駐輪場から有料の都市型レンタサイクルへ転換することは難しく、さらなる検討が必要になります。

また、旭川駅では「観光レンタサイクル」を試験的に実施しており、今後は自転車利用促進の観点から、本格実施に向けての検討が必要です。

ソフト対策「マナー向上策」

1 啓発活動

現在、駐輪場利用を促す街頭放送や各高校への駐輪場利用の呼びかけ、交通安全教室等を実施しています。

今後も、沿道商業者や学校関係者、警察と連携し、現在の取組を継続しながら、すべての自転車利用者に対して、学校・職場・地域・家族等人のつながりや、広報誌・街頭放送・パンフレット等の媒体を通じて、ルール・マナーの啓発活動を推進していきます。

2 イベントの実施

イベントを実施することで、「放置自転車がなく、ゆったり散策を楽しめる買物公園」の良さを体感することができます。

現在も、買物公園では「オープンカフェ」や「朝市」等、各種イベントを実施しており、その周辺での放置自転車は減少しています。



今後の検討策

1 駐輪場の有料化

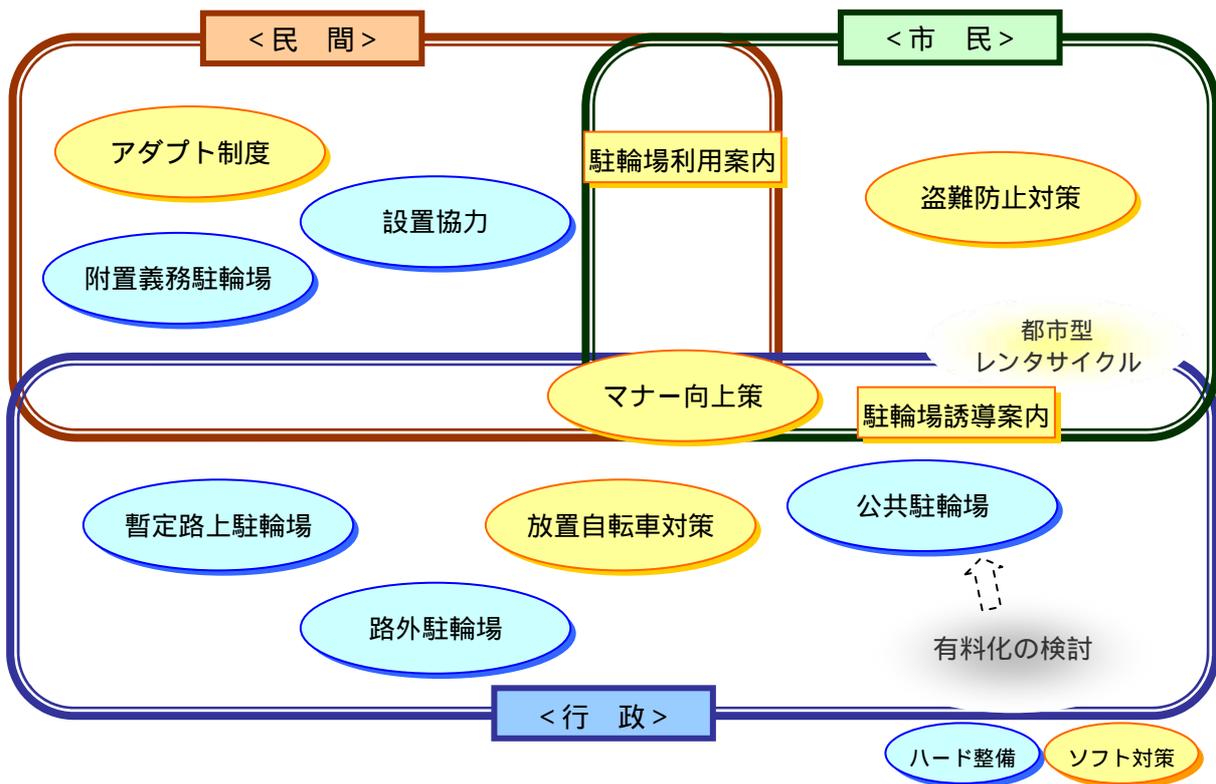
受益者負担の考えから、駐輪場の整備・維持費については、自転車利用者が利用料金を支払う「有料駐輪場」が考えられます。

しかし、駐輪場の有料化で、路上放置自転車の増加や、それに伴う放置自転車対策費の増加、駐輪料金収受のためのコスト、自転車利用の利便性の低下等、様々な影響が予想されることから、今後の自転車利用状況や駐輪場の整備・維持費等の自転車対策にかかるコスト等、総合的に判断し実施する必要があります。

5. 計画の推進に向けて

駐輪対策は関係者全員で協力し、解決する問題であることから「放置自転車のない、快適な歩行空間の確保」実現には、行政・民間・市民の理解と協力が必要です。

	内容
行政の役割	駅北広場や高架下での駐輪場整備をはじめ、路外駐輪場設置の検討や暫定路上駐輪場の拡大と、自転車放置禁止区域の設定や放置自転車の撤去、駐輪場への誘導案内等のソフト対策に着実に取り組む。
民間の役割	駐輪場附置義務条例の趣旨を理解し、附置義務駐輪場設置に協力する。お客様や従業員のための駐輪場は敷地内に確保するように努め、適切に利用するよう呼びかける等、積極的に駐輪対策を実施する。
市民の役割	道路上等で自転車を放置せず駐輪場を利用することや、自転車を購入する際は防犯登録に加入するように心掛ける。 また、家族・友人・知人等に、自転車利用ルールをきちんと守り、自転車を利用するよう呼びかけ合い自覚することで、マナー向上に努める。
行政・民間・市民の協働	行政や民間が設置した駐輪場を利用してもらうためには、市民への案内周知やマナー意識が重要であり、マナーアップキャンペーンへの参加・協力やアダプト制度による啓発等、行政・民間・市民がそれぞれの役割を分担し、協働しながら駐輪対策に取り組む。

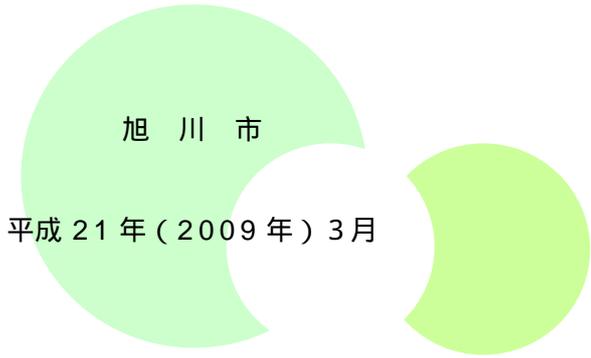


旭川市自転車駐車場基本計画策定協議会委員名簿

大矢 二郎	東海大学 教授
高野 伸栄	北海道大学 准教授
平森 善光	北海道開発局 旭川開発建設部 道路第2課長
倉持 賢	北海道旭川土木現業所 道路建設課長
三島 保	旭川市 土木部長
信田 充	北海道警察旭川方面本部交通課 規制統括官
伊藤 政美	北海道警察旭川方面本部中央警察署 交通第一課長
倉谷 正	北海道旅客鉄道(株) 総合企画本部 地域計画部 主幹
山本 数雄	旭川地区バス協会 事務局長
遠藤 祐児	大型6店会(西武百貨店旭川店 総務部長)
鳥居 幸廣	旭川平和通商店街振興組合 理事長
得能 巖	旭川平和通商店街振興組合 理事
福井 修二	旭川平和通三和商店街振興組合 理事長
真壁 利昭	旭川平和通三和商店街振興組合 副理事長
山崎 忠男	旭川中央地区市民委員会 副会長
矢作 三平	旭川中央地区市民委員会 交通部長
佐々木正史	旭川商工会議所 事務局長
纒坂 明見	旭川地区高等学校 生徒指導連絡協議会
和田 真宏	旭川サイクリング協会 理事
三崎小枝子	自転車利用者
原田 審也	公募市民
吉本 優二	公募市民
綿木 茂恒	公募市民
岡田 政勝	旭川市 総合政策部長
重野 健一	旭川市 経済観光部長
後藤 純児	旭川市 都市建築部長
宮原 進	旭川市 駅周辺開発担当部長

(敬称略)

旭川市駐輪場基本計画 概要版



旭川市

平成21年(2009年)3月

【問い合わせ先】

旭川市 都市建築部 都市計画課

土木部 土木管理課

〒070-8525 旭川市6条通9丁目

(0166)26-1111(代表)

HP <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>